

掛川市規則第 29 号

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 28 年 7 月 6 日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。



(裏面)

(注)

- 1 この申請書における「配偶者」は、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 2 この申請書における「遺族年金」は、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金を含みます。
- 3 遺族年金又は障害年金を受給している場合は、収入等に関する申告の欄の（ 遺族年金 ・ 障害年金 ）から該当するものに○を付けてください。
- 4 預貯金等について、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記載するとともに、通帳等の写しを添付してください。
- 5 預貯金等に関する申告のその他の欄に金額を記入する場合は、同欄の括弧内にその内容を併せて記入してください。
- 6 書き切れない場合は、この申請書の余白に記し、又は別紙に記載の上この申請書に添付してください。
- 7 申請者が被保険者本人の場合は、申請者氏名及び申請者住所の欄は、記入不要です。
- 8 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還を求めるとともに、支給された額の最大2倍に相当する額の加算金を徴収することがあります。

附 則

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例施行規則様式第11号の規定により作成された申請書は、この規則の施行の日前においても使用することができる。